

債権の効力 7・債権者取消権 2

2012/05/18

松岡 久和

【判例・通説の問題点】

(1) 相対的取消し・相対的無効について

- ・不動産売買が詐害行為の場合、登記名義が債務者に返ることは相対効から説明できず、既判力の主観的範囲の相対効と混乱。
- ・取り消された後の法律関係をどのような根拠で処理するか不明確。
- ：契約関係や所有権移転は債務者との関係では有効なので、受益者・転得者は、追奪担保責任（560条以下。権利を約束通り移転できなかった場合の売主の特別責任）は問えない。

契約関係が有効に存在するので、支払代金等を不当利得として債務者に返還請求することもできない。

通説は、受益者や転得者が有効に取得した権利を失うという損失と債務者の受益に因果関係があるとして求償型不当利得返還請求権があると構成するものと考えられるが、債務者の何が法律上の原因のない受益なのか不明。

不動産の場合、登記を抹消して債務者が名義を回復することは、債務者にとっても税金や土地工作物責任の点で不利益となる。執行後の剰余金の帰属先も問題。

- ・相対効を徹底すれば、債務者が財産を回復するわけではないから、債務者に対する債務名義では、目的財産に強制執行できないのではないのか。
 - ・債務者には取消しの効力が及ばないため、取消債権者以外の債権者が、受益者に対する債務者の返還請求権・登記抹消請求権等を代位行使する途も閉ざされる。
 - ・受益者や転得者の固有債権者が取消対象財産に執行してきた場合に、排除できる理由がなく、債務者の責任財産の保全という制度趣旨に反する結果を認めざるをえない。
- ※結局、相対効とは、債務者が取消訴訟の被告とならず、取り消されても実際に所有権等を回復するものではないことを意味する（目的拘束を伴う一種の特別財産を形成する（奥田））。
- ・取消しによる法律関係の覆滅という・私的自治への重大な干渉を受ける債務者に被告適格がないとするなど、手続保障の観点を欠く。

(2) 取消債権者の事実上の優先弁済権取得について

- ・効果を反映した要件設定で、取消債権者の取消権行使の範囲をその債権額に限定。
- ・不動産の取戻しの場合を除いて取消債権者以外の債権者の権利行使の余地がない（不動産と動産の場合の処理の不均衡も問題）。
- ・偏頗弁済型における先手必敗の不合理。
- ・偏頗弁済型における、債権者の一人であった受益者の配当要求や控除を認めない債権者不平等。

→425条を無視し、総債権者のための責任財産保全という本来の制度趣旨から逸脱。

【諸説】

(1) 形成権説（梅）

- ・絶対的効果の取消→必要的共同訴訟。
- ・受益者・転得者保護のための424条1項ただし書。
- ・全部取消しが原則→総債権者のための責任財産回復という425条に忠実。
- ・**批判** 取消し後に目的財産を取り戻すには別途給付訴訟（代位権行使を含む）が必要。
 価額賠償の場合をどう考えるか不明。
 債務者が処分権限をも回復し他への譲渡が可能になるので、取消債権者の現実の
 拘束が保障されない。

(2) 請求権説（川島）

- ・相対的効果の取消し。
- ・取消しは責任財産を取り戻す論理的前提にすぎず返還請求こそ主眼。
- ・**批判** 債務免除等に対応できない。
 条文の体裁に合致せず、取消権につき既判力を生じないのは不自然。

(3) 責任説（中野・下森・潮見）

- ・詐害行為の効力自体は維持しつつ、債務者の責任財産からの逸脱という効果のみを否定（**責任的無効**）。
 →受益者・転得者は債務者の債務につき取得財産の範囲で責任を引き継ぐ物上保証人
 ないし第三取得者的な地位に立つ。
- ・取消債権者は、債務者に対する債務名義＋受益者・転得者に対する執行認容判決（責任判決）の債務名義で、受益者・転得者の財産に執行ができるようになる。
- ・全部取消が原則→425条に忠実。
- ・他の債権者の執行への参加可能性を認め、事実上の独占的満足を否定できる。
- ・偏頗弁済の場合に受益者の配当要求や控除を認めうる。
- ・**批判** 執行認容を求める訴訟類型は日本の民事訴訟法・民事執行法では存在しない。
 取消しとは別に執行認容判決や債務者に対する別訴（ただし併合可）を必要とするのは煩瑣。
 他の債権者に効力が及ぶとするなら相対効を維持する理由がない（←→実体法上の権利変動の対世的効果）。
 他の債権者にも別に責任判決を要するとすれば被告になる者にとっても煩瑣。
 価額賠償の場合をどう構成するか。
 受益者・転得者の固有債権者の執行を防げない（取消債権者の優先弁済権が主張されているが、根拠に乏しい）。
 受益者等が物上保証人的地位に立たされることが公示されない→山野目提案。

(4) 訴権説（佐藤・平井）

- ・フランス法を参考に責任説の弱点を克服しようとする試み。取消権の中に、執行認容判決（受益者等の所有下にある財産への執行を可能にする債務名義となる判決）を含み、一回の訴訟による効率的解決が可能。
- ・被保全債権の履行期前の取消権行使を否定←フランス法。

- ・債務者や他の債権者への既判力の拡張を肯定。

※平井は債権者代位権の場合と同様、一種の担保実行制度としての理解を前提に、取消債権者の事実上の独占という結論を積極的に容認。

- ・**批判** 訴権概念は必然的ではないうえ、不要（実体審理後も却下となるのは不当）。
審理の時間的コストは判例・通説と大差ない。

(5) 新形成権説（前田）

- ・現物返還については通常の取消しと同じく絶対的効力を生じる。債務者の私的自治への介入の正当化と手続的保障の観点から常に債務者を被告とする固有必要的共同訴訟（債務名義を得ていなければ併せて債務者に対する訴えを提起し併合審理）。もっとも、登記名義抹消は折衷説を加味して、取消権の内容に含めてよい。
- ・取消しの結果、債務者に戻った財産には、通常の執行手続に従って、すべての債権者が債務名義を得て執行できる。
- ・価格賠償は債権者取消権の本来の問題ではなく、扨取力侵害の不法行為責任。この場合には、受益者・転得者に対する債権なので、その固有債権者とは競合する。
- ・**批判** 債務者の財産管理権が全部取消しを肯定することで過大に侵害される。
受益者が一般に配当要求でき取消債権者と平等に扱われると、取消債権者の保護を著しく弱める。

(6) その他（対抗不能説（片山）、手続的相対効説（長井）） 後掲片山を参照（略）。

【民法改正の動向】（余裕があればお話しします）

- ①相対効の問題点を解決するため絶対的取消しとして再構成し、債務者を被告として加えるか少なくとも訴訟告知を要することとする（責任説も少数だが有力）。
- ②無資力要件を明示する（有力は反対もある）。
- ③破産法の否認権との「逆転現象」を回避するため、否認権と同様の処理を指向する（相当価格処分行為や同時交換的行為の区別、偏頗行為の処遇、対抗要件否認に対応する処理）。
- ④①や③の一部を除き、判例法理をできるだけ明文化する。
- ⑤直接の引渡請求を認めつつ事実上の優先弁済を制約する（相殺制限。反対有）。
- ⑥受益者の反対給付返還請求権を肯定←絶対効。

【参考文献】

山野目章夫「詐害行為取消権の法的構成は、どのように展望すべきか」椿寿夫編『講座 現代契約と現代債権の展望 1 債権総論(1)』（日本評論社、1990年）91頁以下

佐藤岩昭『債権者取消権の理論』（東大出版会、2001年）

片山直也「詐害行為取消権の法的性質」奥田昌道ほか『判例講義 民法Ⅱ 債権』（悠々社、2002年）53頁以下

片山直也『詐害行為取消の基礎理論』（慶応義塾大学出版会、2011年）

潮見佳男『債権総論Ⅱ〔第3版〕』（信山社、2005年）